

環 整 第 682 号
平成 25 年 12 月 19 日

宅地建物取引業協会 各位

沖縄県環境生活部環境整備課長
(公 印 省 略)

電気機器等におけるPCB含有調査について(依頼)

本県の廃棄物行政の推進につきましては、日頃より御協力頂き感謝申し上げます。

さて、ポリ塩化ビフェニルは難分解性の性状を有し、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であることから、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下、「PCB 特措法」)第8条の規定により、PCB廃棄物の保管および処理状況を都道府県知事等に届け出ることが義務付けられておりますが、未だ届出がなされていない事例が見受けられます。

また、不動産売買時において、売買契約成立後にPCB廃棄物が発見され、高額な処理費用の負担トラブル等も発生しています。

つきましては、建物所有者に対し、変電設備(キュービクル)内の電気機器等にPCBが含有しているか否かを、分析機関等を通じて確認するよう周知方お願い致します。(別添資料を御参照下さい。)

なお、PCBが含有していることが判明した場合、別添のとおり、管轄保健所等に届出が必要となりますので、留意くださいますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

沖縄県環境生活部環境整備課

産業廃棄物班 具志堅

TEL:(098)866-2231

FAX:(098)866-2235

平成25年12月20日
那環廃第139号

宅地建物取引業協会 各位

那覇市環境部廃棄物対策課長
(公 印 省 略)

使用中電気機器等におけるPCB含有調査について (依頼)

本市の廃棄物行政の推進につきましては、日頃より御協力頂き感謝申し上げます。

さて、平成25年4月1日より那覇市が中核市に移行したことに伴い、那覇市内における「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(以下、「PCB特措法」という。)に関する事務が沖縄県知事から那覇市長へ引継がれております。

PCB特措法では、第8条の規定により、PCB廃棄物保管状況を市長に届け出ることが義務付けられておりますが、届出がなされていない事例が多数生じております。また、使用中の電気機器等におきましても、PCB含有が判明した場合には、経済産業省産業保安監督部へ届出を行う必要がありますが、PCB含有状況が確認されずに不適正に処分されている事案も発生しております。

建物をはじめとする不動産売買時において、売買契約成立後にPCB廃棄物が発見され、高額な処理費用の負担トラブル等も考えられます。

つきましては、建物所有者に対し、使用中の変電設備(キュービクル)内のトランスやコンデンサ等にPCBが含有しているか否かの確認を、分析機関等を通じて実施するよう周知方お願い致します。(別添資料を御参照下さい。)

PCBが含有していることが判明した場合、別紙のとおり、届出の提出が必要となりますので、留意くださいますようお願い申し上げます。

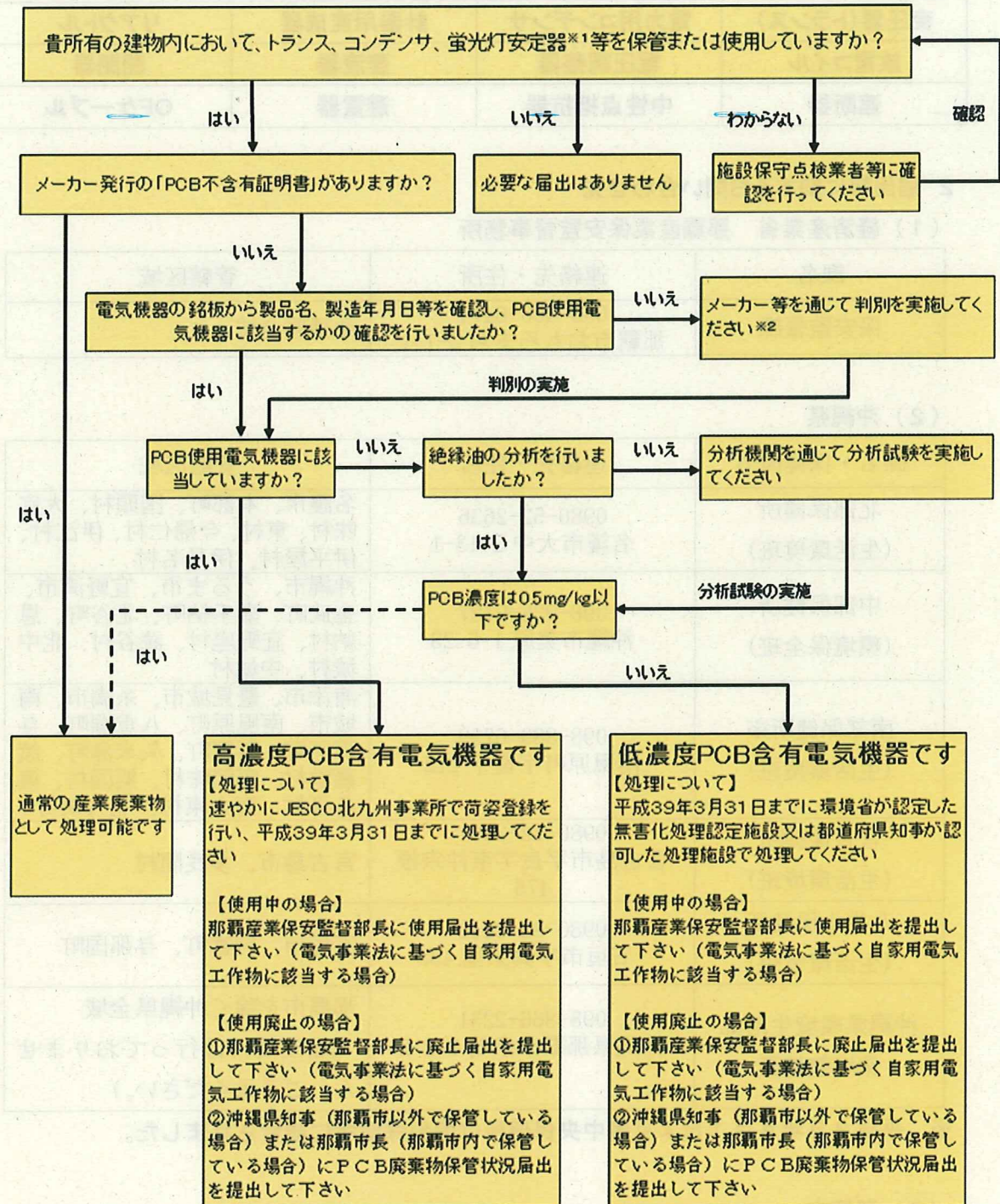
【お問い合わせ先】

那覇市役所 環境部 廃棄物対策課
産業廃棄物班 島田、屋嘉比

TEL: (098) 951-3231

FAX: (098) 951-3230

1 フローチャート



※1 PCB使用蛍光灯安定器については、全てJESCO北九州事業所で処理することとなっております。

※2 PCB使用・不使用の判別にあたっては、以下のHPもご参照頂けます。

日本電機工業会HP http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html

JESCO HP <http://www.jesconet.co.jp/customer/pdf/pcbhanbetu.pdf>

<http://www.jesconet.co.jp/customer/pdf/shiorihanteikijyun.pdf>

届出の対象となる電気工作物は以下のとおりです。

変圧器(トランス)	電力用コンデンサ	計器用変成器	リアクトル
放電コイル	電圧調整器	整流器	開閉器
遮断器	中性点抵抗器	避雷器	OFケーブル

2 届出等に関するお問い合わせ先

(1) 経済産業省 那覇産業保安監督事務所

課名	連絡先・住所	管轄区域
保安監督課	098-866-6474 那覇市おもろまち 2-1-1	沖縄県全域

(2) 沖縄県

課名・保健所名	連絡先・住所	管轄区域
北部保健所 (生活環境班)	0980-52-2636 名護市大中 2-13-1	名護市、本部町、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中部保健所 (環境保全班)	098-938-9787 沖縄市美原 1-6-28	沖縄市、うるま市、宜野湾市、金武町、嘉手納町、北谷町、恩納村、宜野座村、読谷村、北中城村、中城村
南部保健所※ (生活環境班)	098-889-6799 南風原町字宮平 212	浦添市、豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、八重瀬町、与那原町、西原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村
宮古保健所 (生活環境班)	0980-72-3501 宮古島市平良字東仲宗根 476	宮古島市、多良間村
八重山保健所 (生活環境班)	0980-82-3243 石垣市字真栄里 438	石垣市、竹富町、与那国町
沖縄県環境生活部 環境整備課	098-866-2231 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2	那覇市を除く沖縄県全域 (届出受付は行っておりません。ご了承ください。)

※ 平成25年4月1日より県中央保健所は南部保健所に統合されました。

(3) 那覇市

課名	連絡先・住所	管轄地域
那覇市環境部 廃棄物対策課	098-951-3231 沖縄県那覇市泉崎 1-1-1 本庁舎 7階	那覇市

電気室やキュービクルなどを 念のため確認してください!!

その中に有害物質であるPCB*を含有している
変圧器(トランス)やコンデンサーがあるかもしれません。

※ポリ塩化ビフェニル



確認の際には
電気主任技術者の指示に従い
事故等に注意してください。



PCBを含有している 電気機器が見つかった場合、 すぐに届出を出してください。

罰則対象となりますので、届出を確実に実施してください。





電気機器を使用しているときの届出

使用している変圧器(トランス)、コンデンサー等に PCBが含有していることが判明した場合

設置場所を管轄する経済産業省産業保安監督部長に「使用届」を提出する必要があります。

※各地方の経済産業省産業保安監督部については下記のURLを参照してください。



経済産業省
産業保安監督部長

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/links/kantokubu.html

なお、PCBを含有している使用中の変圧器(トランス)・コンデンサー等の設備を売買したときは、譲り渡した者は「廃止届」を、譲り受けた者は「使用届」を経済産業省産業保安監督部長に提出する必要があります。

売買による
譲渡の場合



廃止届

譲渡された場合



使用届

※また、PCB含有の有無については(一社)日本電機工業会ホームページを参照してください。

http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html



電気機器の使用を廃止したときの届出

PCBを含有している変圧器(トランス)、コンデンサー等の使用を廃止した場合

下記の2カ所への届出が必要です。

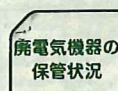
■設置場所を管轄する経済産業省産業保安監督部長に「廃止届」を提出する必要があります。

■設置場所を管轄する都道府県知事又は政令市長に、廃止した後の保管状況を届け出ることが必要です。

※届出する都道府県、政令市の担当部署は下記URLのパンフレットを参照してください。



経済産業省産業保安監督部長



都道府県知事又は政令市長

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/pcb-pamph/full2.pdf>

なお、PCBを含有している変圧器(トランス)・コンデンサー等の使用を廃止して廃棄物になったものの譲り渡し、譲り受けは禁止されています。

届出の対象となる電気工作物

変圧器(トランス)	電力用コンデンサー	計器用変成器	リアクトル
放電コイル	電圧調整器	整流器	開閉器
遮断器	中性点抵抗器	避雷器	OFケーブル

PCB廃棄物についての問い合わせは下記でも受け付けています。

産業廃棄物適正処理推進センター(PCB担当) 03-5297-5651 <http://www.sanpainet.or.jp/>
[(公財)産業廃棄物処理事業振興財団 内]